

船員法の概要

目的は…

(漁船用)



- ① 労働者としての船員を保護すること
- ② 船舶乗組員(船舶運航共同体)として人的側面から船舶の安全航行を確保すること

を目的とした **法律**です

…なお、労働者の労働保護を目的とした法律は、船員法と労働基準法があり、船員法は船員を対象とし、労働基準法は船員以外の労働者(陸上労働者)を対象としています。

平成28年6月21日 国土交通省 九州運輸局 海上安全環境部 船員労働環境課

船員法の特殊性

(労働基準法に定められていないもの)

- ① 第2章の船長の職務及び権限並びに義務
- ② 第3章の船内の規律
- ③ 第4章の雇入れの契約等
- ④ 第8章の食料並びに安全及び衛生
等があります

..なお、このように船員法が労働基準法と異なった特別な規定を設けているのは、船員の労働の場である船舶が、陸から離れ、また危険の多い海上であること等から、陸上労働者とは異なった労働保護を図る等の必要があるからです。

船員法の構成

第1章 総則

第2章 船長の職務及び権限

第3章 紀律

第4章 雇入契約等

第5章 給料その他の報酬

第6章 労働時間、休日及び定員

第7章 有給休暇

第8章 食料並びに安全及び衛生

第9章 年少船員

第9章の2 女子船員

第10章 災害補償

第11章 就業規則

第12章 監督

第13章 雑則

第14章 罰則

..これら全ての章が、漁船に適用するわけではありません。

そもそも

船員とは

日本船舶に乗り組む船員
原則日本人船員
外国船舶は旗国の法律が適用される。

船長

海員

船内で使用される船長以外の乗組員で労働の対償として給料その他の報酬を支払われる者

職員

航海士、機関長、機関士、通信長、通信士、事務長、事務員、医師等

部員

職員以外の海員

例) 甲板長(手・員)、操機長(手・員)、司厨長(手・員)等

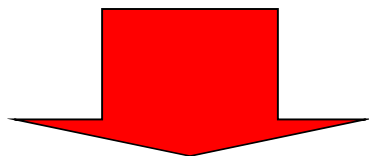
予備船員

船員法適用船舶に乗り組むために雇用されている者で船内で使用されていない者

船員法上の船舶とは

ただし、次の船舶を含まない。

1. 総トン数5トン未満の船舶
2. 湖、川又は港のみを航行する船舶
3. **政令の定める総トン数30トン未満の漁船**
4. 小型船舶でスポーツ又はレクリエーションの用



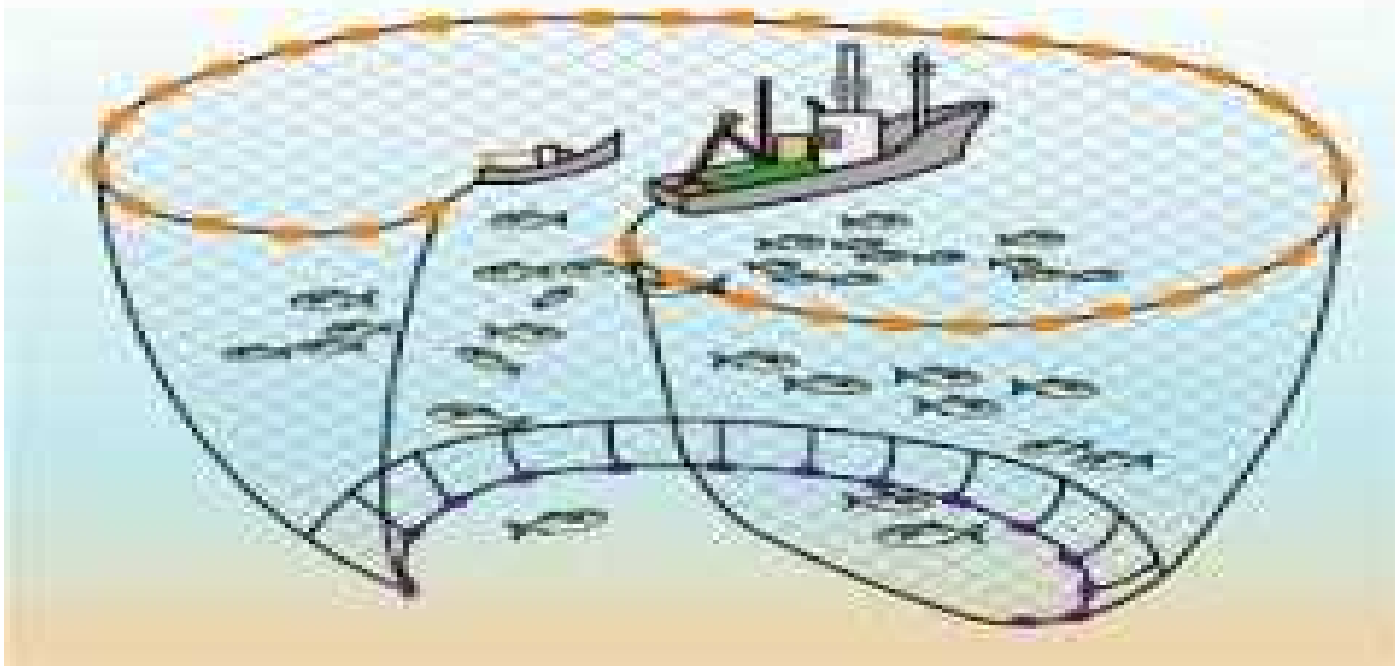
船員法では、総トン数30トン未満の漁船は原則適用除外

その後政令改正⇒S45年 S48年 S51年⇒**適用範囲の拡大**

漁種により5トンもしくは10トン以上までの漁船が適用範囲



ただし 5トン未満の漁船でも



まき網漁業の付属漁船

5トン以上の船舶への乗り組みが発生するため、一括届出の許可を受けている場合は、当該船員については船員法が適用となる

小型漁船船主又は船長が講ずべき措置

- ・ 漁船は労働時間等の規定は適用されませんが、船舶の航行安全に関する規定は適用されることから、以下のような措置等を講じなければなりません。

1. 発航前検査 法第8条

船長は、発航前に、船舶が航海に支障がないか等を検査すること

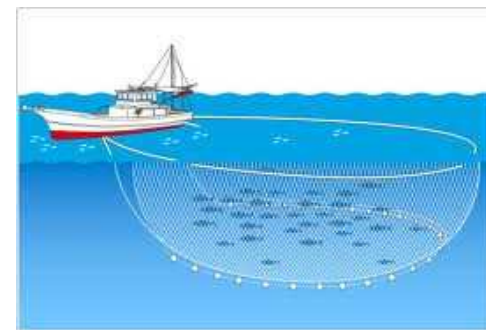
2. 非常操舵操練の実施 法第14条の3

船長は、エンジン故障等による船舶の漂流等、非常の場合に備え、操舵設備について、3月に1回、非常の場合の操練を行うこと

3. 書類の備置 法第18条

船長は、次の書類を船内に備え置くこと

- ・ 海員名簿
- ・ 航海日誌
- ・ 船舶国籍証書等



4. 航行に関する報告 法第19条

船長は、船舶の衝突、乗り揚げ、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生した時、人命・船舶の救助をしたとき、船内にある者が死亡または行方不明となったとき等は、地方運輸局等へその旨を報告すること。

5. 報告 法第37条

船長は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更(以下「雇入契約の成立等」という。)があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、地方運輸局等へ届け出なければならない。

6. 報告 法第111条

船舶所有者は、「事業状況報告」「災害疾病発生状況報告」等について、地方運輸局に対しこれを報告すること

7. 船員法及び関係法令の備置 法第113条

船長は船内に、船舶所有者は事務所に、それぞれ船員法及び関係法令を備え置くこと

船員手帳

- ・船員に対する船員手帳の受有義務
- ・船長による、航海中の船員手帳の一括保管義務



- ・船員の身分証明としての機能
- ・船員の労働保護手段(雇入条件の記録)
- ・船員保険等の受給状況、休暇取得等の公証
- ・資格証明

健康証明書

陸上から隔離された生活共同体において、本人のみならず他の船員の健康を保護する目的によるもの

- ・健康証明書を持たない船員の配乗禁止
- ・健康証明書の有効期間は1年
- ・なお、航海中に健康証明書の有効期間が経過した場合にあっては、航海終了時まで効力が維持される。



(十四) Table 14

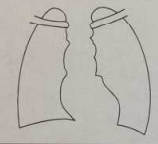
健康証明書 Medical Certificate

This certificate is issued under the provision of regulation 1 / 9 of STCW convention, 1978, as amended.

身長 Height	cm	検尿 Urinalysis	血糖 Sugar	白蛋白 Albumin
体重 Weight	kg	血液 Blood type		
腹囲 Abdominal circumference	cm	血圧 Blood pressure		
肺活量 Breathing capacity	cc	血糖 Blood glucose		
運動機能 Physical ability		LDL コレステロール LDL cholesterol		
色覚 Color vision (最近の検査日及び有効期限) (Date of last exam. and expiry date)		血中脂質検査 Blood lipid exam.	中性脂肪 Triglyceride	
裸眼視力 (矯正視力) Distance vision unaided (Distance vision aided)	右 Right () 左 Left () 両 Combined ()	HDL コレステロール HDL cholesterol		
聴力 Unaided hearing (補聴器により補われた聴力) (Aided hearing)	右 Right () 左 Left ()	GOT Glutamic oxaloacetic transaminase		
握力 Grip	右 Right 左 Left	GPT Glutamic pyruvic transaminase		
検便 Stool exam.	虫卵 Parasite egg	肝機能検査 Hepatic function exam.	γ-GTP γ-glutamyl transpeptidase	
	ヘモグロビン Hemoglobin			

健康証明書は、船員法施行規則第57条に規定する医師が記載すること。 Table 14 and 15 shall be entered by the doctor to

(十五) Table 15

胸部エックス線検査 Chest X-ray exam.	撮影年月日 Date of photographing	既往症 Medical history
	フィルム番号 Film No.	家族歴 Medical history of family
		医師の指示及び就業上の注意事項(見張り業務の適不適、就業上の制約等) Instruction (Fit or unfit for look-out duties, limitations for service at sea, etc.) by doctor
		備考 Remarks
かくたん検査 Sputum exam.		判定 Diagnosis
心電図検査 Electrocardiogram exam.		判定年月日 Date of diagnosis
		有効期限 Expiry date (1 year from diagnosis)
船員の署名 Signature of holder of this certificate		
医師の署名並びに所属機関の住所及び印 Signature of doctor, address and seal of the hospital		

be listed in Article 57 of the Regulations for the Enforcement of Mariners Law.

就業規則

船員が企業内において守るべき規律・労働条件に関する実施細則を定めたもの。

常時10人以上の船員を使用する船舶所有者に対し、就業規則の作成及び届出を義務付け。

就業規則の法定記載事項

- ① 給料その他の報酬
- ② 労働時間
- ③ 休日及び休暇
- ④ 定員

就業規則の作成に際しては、労働組合又は船員の過半数を代表する者の意見聴取義務あり。

船員法等に違反する就業規則の変更命令、就業規則に違反する雇入契約の無効についても規定

食料並びに安全及び衛生

海上における災害・疾病発生率は、陸上労働者と比べて相対的に高く、船員保護の必要性がより高い



船内の安全及び衛生体制の確保並びに船員の健康状態の確保のため、船舶所有者に様々な義務を課す

「船員法の一部を改正する法律」主要改正事項

労働条件等に関する改正

	改正項目	改正内容
①	雇入契約書の交付等	契約締結前における書面による労働条件の説明・契約成立時等における書面の交付、契約当事者双方による契約書の保有を義務付け。
		雇入契約書の写しの船内備置を義務付け。
②	船員職業紹介機関等を利用した船員の雇入	不適切な募集受託者・船員職業紹介機関を利用した船員の雇入を禁止。
③	送還・輸送方法	船員に責がある事由により雇入契約を解除した場合における船員の送還を義務付け。
④	給与明細書の交付	給料その他の報酬に関する事項を記載した書面の交付を義務付け。
⑤	船長等への労働時間規制等の適用	船長、機関長、医師等を労働時間規制等の対象にするとともに、船長については、労使協定を締結し届け出ることにより、労働時間の上限規制の対象外にすることを認める(漁船は適用外)
⑥	休息时间規制に関する労使協定による例外	労使協定を締結し届け出ることにより、一定の場合において休息時間を3回以上に分割すること・6時間未満にすることを認める。(漁船は適用外)
⑦	船員の最低年齢	15歳から16歳に変更(ただし、漁船は15歳で最初の3月31日を終了した者)。
⑧	船内苦情処理手続	船内苦情処理手続の整備等を義務付け。
		苦情を申し出た船員に対する不利益取扱を禁止。

平成25年3月より 船員の労働条件に関する規定が改正されています

1. 雇入契約書を2部作成し1部を船員に交付していますか？
2. 雇入契約書は事務所で保管し、その写しを船舶に備置していますか？
3. 16歳未満の者を雇っていませんか？（漁船は中学校卒業からの4月から可能）
4. 船員に給料明細書を交付していますか？
5. 船員の側に責がある場合の雇入契約の解除でも、送還費用を立て替えていますか？
6. 船内苦情処理手続きを定め、雇入契約が成立したときに、この手続きを記載した書面を船員に交付していますか？

7. 医療報告書を船内に備置していますか？
8. 船員が常時5人以上である船舶は、船内安全衛生委員会を設置していますか？
9. 船内における安全活動の責任者を定め、船内の安全衛生の向上に向けた取り組みを行っていますか？

- (1) 船内の居住場所について、清潔であり、良好な環境が維持されていること。
- (2) 厨房設備・器具について、適切に使用できる状態が維持されていること。
- (3) 食料について、適切に管理されていること。
- (4) 飲用水について、必要な量を確保し、適切に管理されていること。



船員法関係書類を確認しましょう！

有効期間等を確認しましょう

- 船員手帳の有効期間は切れていませんか？
(有効期間満了日の1年前から書換え可能です)
- 健康証明書の有効期間は切れていませんか？
指定医の証明ですか？
- 小型船舶操縦免許証の有効期間は切れていませんか？
- 一括届出許可の期限は切れていませんか？
- 航海当直部員として乗り組む場合は、航海当直部員資格認定の証印を受けていますか？(平水区域であって700トン未満の船舶を除く)